

令和5年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

喜多方市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象施設等

保健福祉部	すぎっこども園、駒形こども園、堂島こども園、姥堂こども園、山都こども園、高郷こども園
教 育 部	熱塩小学校、加納小学校、堂島小学校、塩川小学校、姥堂小学校、駒形小学校、山都小学校、高郷小学校、会北中学校、塩川中学校、山都中学校、高郷中学校、熱塩加納公民館、塩川公民館、堂島地区公民館、姥堂地区公民館、駒形地区公民館、山都公民館、高郷公民館
熱塩加納総合支所	住民課、産業建設課
塩川総合支所	住民課、産業建設課
山都総合支所	住民課、産業建設課
高郷総合支所	住民課、産業建設課、荻野出張所
財 产 区	駒形財産区、一ノ木財産区、早稲谷財産区

(2) 対象範囲

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)における執行業務。
ただし、郵券の経理については、監査当日までとした。

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める財務事務監査の着眼点に基づき監査を行った。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、各施設等の所管事項における事務事業の執行状況について抽出し、必要に応じて関係職員の説明を求め、提出資料及び関係帳簿類により実施した。

また、財産区の財産状況については、抽出し現地を確認した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 各対象施設外

日 程 令和5年4月10日から令和5年5月23日まで

7 監査の結果

各施設等の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次に記述する事項については改善されるよう要望する。

8 指導・検討事項等

(1) 歳出予算の執行残について

不用残が確定した場合は、速やかに減額補正されたい。

(2) 公金の納入について

市への納入が遅れているものが見受けられた。適切な時期に納入されたい。

(3) 郵便切手等の管理について

郵便切手等の購入については、残高を確認のうえ年度内に必要な分を購入されたい。

(4) 備品管理について

備品については、寄附による備品も含め物品台帳に載っていないもの、標識が貼付ていないもの及び現物と台帳の照合が実施されていないものが見受けられた。

備品管理は、財務規則に基づき適正に実施されたい。